

魚津市告示第115号

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱  
の一部改正について

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成25年  
魚津市告示第83号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月14日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「母子家庭の母」という。）又は同条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「父子家庭の父」という。）で、現に児童（20歳に満たないものをいう。）を扶養している者が適職に就くために必要な教育訓練を受けるときに、魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を支給することにより、母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の<u>取組</u>を支援し、自立の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 訓練給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住民登録のある母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1) <u>「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(対象講座)</p> <p>第3条 訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の講座（以下「対象講座」という。）は、次に掲げるものであって、支給対象者が適職に就くために必要であると認められるものとする。</p> <p>(1) <u>雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座</u></p> <p>(3) <u>雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に<u>児童を扶養している者</u>（以下「母子家庭の母」という。）又は<u>配偶者のない男子で現に児童を扶養している者</u>（以下「父子家庭の父」という。）が適職に就くために必要な教育訓練を受けるときに、魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を<u>母子家庭の母及び父子家庭の父</u>に支給することにより、母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の<u>取り組み</u>を支援し、自立の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 訓練給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住民登録のある母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1) <u>児童扶養手当受給者又は同様の所得水準にある者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(対象講座)</p> <p>第3条 訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の講座（以下「対象講座」という。）は、次に掲げるものであって、支給対象者が適職に就くために必要であると認められるものとする。</p> <p>(1) <u>雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる講座に準じて市長が地域の実情に応じて認める講座</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>前3号に掲げる講座に準じて市長が地域の実情に応じて認める講座</u> (支給額等) 第4条 <u>訓練給付金の額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第1号又は第2号に掲げる講座を受講する支給対象者であつて、受講開始日現在において、一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができないもの</u> 当該支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用(入学料及び受講料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万円)</p> <p>(2) <u>前条第3号に掲げる講座を受講する支給対象者であつて、受講開始日現在において、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができないもの</u> 当該支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用(入学料及び受講料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額とし、当該修学年数に40万円を乗じて得た額が160万円を超えるときは、160万円)</p> <p>(3) <u>前条第3号に掲げる講座を受講する支給対象者であつて、受講開始日現在において、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができないもの(当該対象講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該対象講座に係る資格を取得した者であつて、当該対象講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等したもの(当該対象講座修了時点で就職等している場合を含む。)に限る。)</u> 当該支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用(入学料及び受講料に限る。)の額に100分の85を乗じて得た額(その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額とし240万円を超えるときは、240万円)</p> <p>(4) <u>受講開始日現在において、前3号に掲げる者以外のもの</u> 前3号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該支給対象者が支給を受けることができる一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練</p>	<p>(支給額等) 第4条 <u>訓練給付金の支給額は、支給対象者が対象教育訓練の受講のために本人が支払った費用(入学料及び受講料に限る。以下「教育訓練経費」という。)の額に100分の60を乗じて得た額とし、その上限額は、次の各号に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に掲げる額とする。ただし、算定した額が1万2,000円を超えないときは、訓練給付金を支給しないものとする。</u></p> <p>(1) <u>職業に必要な実践的かつ専門的なものとして市長が指定する対象教育訓練を受講する場合</u> 160万円</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもの以外の対象教育訓練を受講する場合</u> 20万円</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="168 215 878 244"><u>給付金又は専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額</u></p> <p data-bbox="114 252 1077 323">2 前項の規定にかかわらず、<u>同項の規定により訓練給付金の額として算定された額が1万2千円を超えないときは、訓練給付金を支給しない。</u></p> <p data-bbox="156 810 380 839">(対象講座の指定)</p> <p data-bbox="114 850 1077 1037">第5条 支給希望者は、対象講座の受講開始日以前に、魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、対象講座の指定の申請をしなければならない。ただし、添付書類に記載されている事項が公簿等により確認できる場合は、その添付を省略することができる。</p> <p data-bbox="156 1045 324 1074">(1) (略)</p> <p data-bbox="156 1082 1077 1153"><u>(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類</u></p> <p data-bbox="156 1404 324 1433">(3) (略)</p> <p data-bbox="156 1457 324 1485">(指定の通知)</p>	<p data-bbox="1541 172 1635 201">改正前</p> <p data-bbox="1099 448 2080 791">2 前項の規定にかかわらず、<u>対象講座の受講開始日現在において雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができる支給対象者に対する訓練給付金の支給額は、前項の規定により算定した額から支給対象者が対象講座について支給を受けた一般教育訓練給付金の額を差し引いた額とする。ただし、令和4年4月1日より前に終了した当該教育訓練に係る訓練給付金については従前の例によることとし、前項第1号中「160万円」とあるのは「80万円」と読み替えて支給するものとする。</u></p> <p data-bbox="1137 810 1361 839">(対象講座の指定)</p> <p data-bbox="1099 850 2080 1037">第5条 支給希望者は、対象講座の受講開始日以前に、魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、対象講座の指定の申請をしなければならない。ただし、添付書類に記載されている事項が公簿等により確認できる場合は、その添付を省略することができる。</p> <p data-bbox="1137 1045 1305 1074">(1) (略)</p> <p data-bbox="1137 1082 2080 1390"><u>(2) 支給希望者の児童扶養手当証書の写し又は当該支給希望者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</u></p> <p data-bbox="1137 1404 1305 1433">(3) (略)</p> <p data-bbox="1137 1457 1305 1485">(指定の通知)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その申請に係る書類の審査及び必要に応じ行う調査等により、速やかに対象講座の指定の可否を決定し、遅滞なく、その旨を当該支給希望者に通知しなければならない。この場合において、対象講座を指定する場合は、魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書（様式第2号。以下「受講対象講座指定通知書」という。）により、指定しない場合は、魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座却下通知書（様式第3号）により支給希望者に通知するものとする。<u>なお、訓練給付金の支給方法について第8条の規定を適用する場合は、その旨を通知する。</u></p> <p>（訓練給付金の支給申請）</p> <p>第7条 前条に規定する対象講座の指定の通知を受けた者（以下「指定決定者」という。）は、当該対象講座の教育訓練修了後、魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、訓練給付金の支給の申請をしなければならない。ただし、添付書類に記載されている事項が公簿等により確認できる場合は、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 第6条に規定する指定の決定を受けた対象講座を実施した教育訓練施設の長が、その対象講座の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書の写し（<u>第8条の規定により支給する場合は、受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書</u>）</p> <p>（4）・（5） （略）</p> <p>2 前項に規定する申請は、やむを得ない事由があるときを除き、<u>次の各号に掲げる受給希望者の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して30日以内</u>にしなければならない。</p> <p>（1） <u>特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる者</u> 特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日</p> <p>（2） <u>前号に掲げる者以外の者</u> 当該対象講座を修了した日</p> <p><u>（支給方法の特例）</u></p>	<p>第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その申請に係る書類の審査及び必要に応じ行う調査等により、速やかに対象講座の指定の可否を決定し、遅滞なく、その旨を当該支給希望者に通知しなければならない。この場合において、対象講座を指定する場合は、魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書（様式第2号。以下「受講対象講座指定通知書」という。）により、指定しない場合は、魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座却下通知書（様式第3号）により支給希望者に通知するものとする。</p> <p>（訓練給付金の支給申請）</p> <p>第7条 前条に規定する対象講座の指定の通知を受けた者（以下「指定決定者」という。）は、当該対象講座の教育訓練修了後、魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、訓練給付金の支給の申請をしなければならない。ただし、添付書類に記載されている事項が公簿等により確認できる場合は、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 第6条に規定する指定の決定を受けた対象講座を実施した教育訓練施設の長が、その対象講座の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書の写し</p> <p>（4）・（5） （略）</p> <p>2 前項に規定する申請は、やむを得ない事由があるときを除き、<u>当該対象講座の教育訓練修了日から起算して30日以内</u>に行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第8条 市長は、第4条第1項第2に掲げる受給資格者への訓練給付金の支給について、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を決定することができるものとする。この場合において、市長は、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定するものとする。</p>	
<p>第9条 （略）</p> <p>（訓練給付金の追加支給等）</p>	<p>第8条 （略）</p>
<p>第10条 第3条第3号の規定による支給対象者が、給付金の追加支給を受けようとするときは、市長に対し、次に掲げる書類を添えて、自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（様式第6号。以下「支給申請書（追加支給用）」という。）を提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略できるものとする。</p> <p>（1） 第5条第1号及び第2号に規定する書類</p> <p>（2） 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類</p> <p>（3） 教育訓練給施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書</p> <p>（4） 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書</p> <p>（5） 一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類</p> <p>（6） 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類</p>	
<p>2 追加支給の申請は、対象講座を修了し、当該対象講座に係る資格を取得し、かつ、当該対象講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から起算して30日以内に行わなければならない。</p>	

改正後	改正前
<p>3 <u>前項の規定にかかわらず、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に追加支給の申請を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、第2項の規定による追加支給の申請について、申請期間を過ぎた申請を受理することができる。</u></p> <p><u>（追加支給決定等の通知）</u></p> <p><u>第11条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ行う調査等により、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（追加支給用）（様式第7号）により当該指定決定者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（訓練給付金の返還）</u></p> <p><u>第12条 （略）</u></p> <p>様式第1号（第5条関係） 【別記1】</p> <p>様式第2号（第6条関係） 【別記2】</p> <p>様式第3号 （略）</p> <p>様式第4号（第7条関係） 【別記3】</p> <p>様式第5号（第9条関係） 【別記4】</p> <p>様式第6号（第10条関係） 【別記5】</p> <p>様式第7号（第11条関係） 【別記6】</p>	<p><u>（訓練給付金の返還）</u></p> <p><u>第9条 （略）</u></p> <p>様式第1号（第5条関係） 【別記1】</p> <p>様式第2号（第6条関係） 【別記2】</p> <p>様式第3号 （略）</p> <p>様式第4号（第7条関係） 【別記3】</p> <p>様式第5号（<u>第8条</u>関係） 【別記4】</p>

【別記1】

様式第1号（第5条関係）

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月 日 ( 歳)
	個人番号		
②住所	(〒 - )	電話	( ) -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑦公共職業安定所の一般教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給資格が ある ・ ない		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない		
(備考)			

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割（上限20万円。職業に必要な実践的かつ専門的なものとして市長が指定する教育訓練にあつては、上限160万円）です。  
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市へその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請を行うことが必要です。

【別記1】

様式第1号（第5条関係）

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月 日 ( 歳)
	個人番号		
②住所	(〒 - )	電話	( ) -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑦公共職業安定所の一般教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給資格が ある ・ ない		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない		
⑨児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印		
(備考)			

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割（上限20万円。職業に必要な実践的かつ専門的なものとして市長が指定する教育訓練にあつては、上限160万円）です。  
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市へその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請を行うことが必要です。
- 7 「⑨児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

## 魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏名	刀がナ	生年 月日	年 月 日 ( 歳)
②住所	(〒 - ) 魚津市	電話	( ) -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円	合計額	円
⑦支給方法			
<p>(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載)</p> <p>※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。</p>			

あなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

魚津市長

㊟

## (注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割（上限20万円。職業に必要な実践的かつ専門的なものとして市長が指定する教育訓練にあっては、上限160万円）です。  
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市へその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。なお、⑦支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

## 魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日 ( 歳)
②住所	(〒 - ) 魚津市	電話	( ) -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学料	円、受講料	円 合計額 円
※備考			

あなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

魚津市長

㊞

## (注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割（上限20万円。職業に必要な実践的かつ専門的なものとして市長が指定する教育訓練にあつては、上限160万円）です。  
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市へその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

【別記3】

様式第4号（第7条関係）

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

魚津市長 宛

申請者氏名

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月 日 ( 歳)		
	個人番号				
②住所	(〒 - )	電話	( ) -		
③教育訓練施設の名称					
④教育訓練講座の名称					
⑤教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで (受講開始日)				
	うち支給単位期間 うち 年 月 日から 年 月 日まで (初日) (末日)				
⑥所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円				
⑦雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給額	円				
⑧希望する支払金融機関	金融機関名		口座の種類	普通・当座・その他	
	支店名		口座番号		
	口座名義	フリガナ			
(備考)					

(注意)

支給申請期間は、受講修了日から起算して30日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内）です。

【別記3】

様式第4号（第7条関係）

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者氏名

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月 日 ( 歳)		
	個人番号				
②住所	(〒 - )	電話	( ) -		
③教育訓練施設の名称					
④教育訓練講座の名称					
⑤教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで (受講開始日)				
⑥所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円				
⑦雇用保険法による一般 教育訓練給付金の受給 額	円				
⑧希望する支払金融機関	金融機関名		口座の種類	普通・当座・その他	
	支店名		口座番号		
	口座名義	フリガナ			
⑨児童扶養手当の受給の 証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。  (担当者氏名) 印				
(備考)					

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了日から起算して30日以内です。
- 2 「⑨児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

第 号  
年 月 日

様

魚津市長

印

年 月 日付けで申請のありました魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支 給

訓練給付金支給決定額 円（受講料 円の 割）

2 不支給

理由

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

第 号  
年 月 日

様

魚津市長

印

年 月 日付けで申請のありました魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支 給

訓練給付金支給決定額 円（受講料 円の 割）

2 不支給

理由

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号（第10条関係）

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者氏名

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月 日 ( 歳)		
	個人番号				
②住所	(〒 - )	電話	( )	-	
③教育訓練施設の名称					
④教育訓練講座の名称					
⑤教育訓練の期間	年 月 日から		年 月 日まで		
	(受講開始日)				
⑥資格取得年月日・ 取得資格名称	年 月 日	取得資格名称			
⑦就職等年月日・ 就職等先名称	年 月 日	就職等先名称			
事業主の証明	就業先住所	就業先電話番号			
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)				
⑧所要費用	入学料	円、受講料	円	合計額	円
⑨雇用保険法による一 般教育訓練給付金の 受給額	円	⑩自立支援教育訓練給 付金の受給額			
⑧希望する支払金融機 関	金融機関名		口座の種類	普通・当座・その他	
	支店名		口座番号		
	口座名義	フリガナ			
(備考)					

事業主の証明欄

**【別記5】****【改正後】**

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
- 2 ⑥欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し(合格証等)を添付してください。
- 3 ⑦欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（追加支給用）

第 号  
年 月 日

様

魚津市長

印

年 月 日付けで申請のありました魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金（追加支給用）については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支 給

訓練給付金支給決定額 円（受講料 円の 割）

2 不支給

理由

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。